

答 申

第1 審査会の結論

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成18年10月3日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、平成17年7月5日に行われた生徒指導推進会議に関する通知や配布資料及び内容を記録した文書に係る電磁的記録（以下「本件電磁的記録」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成18年10月17日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件電磁的記録を組織的に用いる公文書としては保有していないことを理由とする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成18年10月23日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成18年11月13日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件電磁的記録の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、別記1のとおりである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書において説明する非開示理由の要旨は、別記2のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件処分について

実施機関は、本件電磁的記録を対象公文書とする本件開示請求に対し、本件電磁的記録が条例に基づく開示請求の対象となる公文書（以下「条例上の公文書」という。）に該当しないとして、本件処分（非開示決定）を行った。

これに対し異議申立人は、本件電磁的記録は条例上の公文書に当たり、開示されるべきであると主張するので、以下、本件電磁的記録の公文書該当性について検討する。

2 本件電磁的記録の公文書該当性について

（1）両当事者の主張

異議申立人は、条例上の公文書には明文の規定で電磁的記録も含まれているところ、開示済みの文書の作成に使用され、実施機関が保有していると思われる本件電磁的記録についても、条例上の公文書に該当するものとして開示されるべきであると主張する。

これに対し実施機関は、条例上の公文書に該当するのは、組織的に業務上必要な共用のものとして利用し、又は保存されている文書等であるが、紙文書作成の補助として一時的に作成されたにすぎない本件電磁的記録は、それには当たらないと説明する。

（2）条例上の公文書の意義

条例上の公文書について、条例第2条第2項は「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定めており、このうち「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要な共用のものとして利用し、又は保存されている状態のものをいう。

本審査会が調査したところによれば、平成13年の条例全部改正に際し電磁的記録が条例上の公文書とされたのは、将来的な行政情報の電子化やネットワーク化の急速な進展などにより、一般的に、従前のような紙文書の形態をとることなく、電磁的記録の形態のまま利用し、又は保存されるような場合に対応するためであり、具体的には、文書管理システムで管理されている電子文書、業務上利用されているデータベースなどがそれに当たるものと思われる。これに対し、紙文書作成の補助として一時的に作成された電子文書や会議録作成のための補助として一時的に採録された録音テープ等の電磁的記録は、最終的にそれらを使用して作成される紙文書が公文書として管理・保存されるため、当時から条例上の公文書ではないと考えられていたことが認められる。

（3）本件電磁的記録の性格

本件電磁的記録については、実施機関は、それを紙媒体に印字した文書の形態で会議資料等として利用し、及び組織的に管理・保存しており、異議申立人が別途行った開示請求に対しても、当該紙文書を条例上の公文書として開示したことが認められる。そして、本件電磁的記録自体は、職員が当該紙文書を作成する過程で一時的に作成したものにすぎないという実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は見受けられないから、本件電磁的記録が組織的に利用し、又は保存されている状態にあるものとは認められない。

したがって、上記（2）に照らして、本件電磁的記録は条例上の公文書には該当しない

ものと認められ、これと異なる異議申立人の主張は採用できない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも本審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記3のとおりである。

<別記1 異議申立ての理由>

- 1 実施機関は非開示理由として、本件電磁的記録は組織的に用いる公文書としては保有していないというが、異議申立人が本件開示請求に先立ち行った別の開示請求（以下「別件請求」という。）において、本件電磁的記録の内容を紙に印字した文書がすでに開示されていることから、本件電磁的記録についても公文書として保有しているものと見るべきである。
- 2 実施機関は、上記別件請求の原処分において一部の文書を公文書ではないという理由で非開示としながら、それに対する異議申立てを受けると、原処分に錯誤があったとして当該文書を公文書と認めて開示した前例があり、今回も同様に錯誤の可能性もある。
- 3 本件電磁的記録の内容である生徒指導推進会議で教育関係者に配布された資料等は、一般県民にも共通の認識を図る重要な資料であり、ホームページなどで広く公開するためにも、電磁的記録の形の方が正確で使いやすいところ、開示請求書の「開示の実施の方法」において「電磁的記録の場合」の選択が認められていることから、電磁的記録での開示を求める。
- 4 情報公開条例における公文書の定義には電磁的記録も含まれ、開示請求の対象になるとされているにもかかわらず、実際には実施機関の恣意的な判断により電磁的記録が公文書でないとされ、開示が妨げられるような現在の制度運用は容認できず、不信が募っており、基本的な考え方から見直す必要がある。

<別記2 実施機関の非開示理由説明>

1 条例上の公文書及び本件電磁的記録について

条例に基づく開示請求の対象となる「公文書」については、条例第2条第2項において「実

施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定められており、これは、当該文書の作成等に関与した職員個人の段階に止まらず、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要な共用のものとして利用し、又は保存されている状態のものをいうとされている。

本件電磁的記録は、実施機関の職員が紙文書作成の補助として一時的に作成した電子文書のデータであるが、実施機関が公文書として組織的に利用し、管理・保存しているのは、当該データを紙媒体に出力して作成された紙文書であり、その作成補助に用いたにすぎない本件電磁的記録は、仮にそれがパソコン等の記憶装置に残存しているとしても、組織として利用し、又は保存されている状態にないことから、条例上の公文書には該当しないものといわざるを得ない。

2 公文書開示請求書の「開示の実施の方法」について

当該項目が「文書又は図画」と「電磁的記録」とに場合分けされているのは、開示対象公文書の形態がそのいずれであるかによって開示方法が技術的に異なることから、それに応じた適切な開示方法を選択できるようにしたものにとすぎない。

< 別記3 審査会の開催経過の概要 >

年 月 日	内 容
平成18年11月13日	諮問書を受理
平成19年 6月21日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成19年 7月 6日	非開示理由説明書を受理
平成19年 7月12日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼（結果的に提出されず）
平成19年11月 7日 （第50回審査会）	審議
平成19年12月19日 （第51回審査会）	異議申立人から意見を聴取 審議
平成20年 1月30日 （第52回審査会）	審議

平成20年 2月21日 (第53回審査会)	審議及び答申
--------------------------	--------

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
荒 木 良 一	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
濱 谷 元一郎	前富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	